

# 雇用保険法及び労働保険徴収法の 一部を改正する法律案について

# 雇用保険法及び労働保険徴収法の一部を改正する法律案の概要

最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、失業等給付の充実を図るとともに、失業等給付に係る保険料率を引き下げる等の改正を行う。

## 1. 失業等給付の充実

### (1) 賃金日額の引上げ

失業者に対する「基本手当」の算定基礎となる「賃金日額」について、直近の賃金分布等をもとに、法定の下限額等を引上げ

(例)賃金日額の下限額:「2,000円」→「2,320円」に引上げ ⇨ 基本手当日額:「1,600円」→「1,856円」

### (2) 安定した再就職へのインセンティブ強化

#### ① 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」について、給付率の更なる引上げ

- ・給付日数を1/3以上残して就職した場合:給付率30%→40%(現在の暫定措置)→50%(恒久化(改正後))
- ・給付日数を2/3以上残して就職した場合:給付率30%→50%(同上)→60%(同上)

#### ② 就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について、給付率の暫定的な引上げ(30%→40%)の恒久化

## 2. 保険料率の改定 (労働保険徴収法)

失業等給付に係る法定の保険料率を、「1.6%」から「1.4%」に引下げ

※平成23年度の保険料率は、弾力条項を用いて、下限の「1.2%」と告示で規定予定

※平成24年度以降の保険料率は、弾力条項を用いて、下限の「1.0%」とすることが可能

## 3. 国庫負担に関する暫定措置の廃止時期の見直し

雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

# 参考資料

# 賃金日額の引上げ

## 基本手当日額の算定方法

$$(\text{基本手当日額}) = (\text{賃金日額}) (\ast 1) \times (\text{給付率}) (\ast 2)$$

(※1) 離職前6カ月間に支払われた賃金の総額を180で割った額

(※2) 求職者の方が受給できる額は、賃金日額に50%~80%(60歳以上65歳未満:45%~80%)の給付率を乗じて算出

## 改正の背景

- 賃金日額の下限額等は、法定の額を、毎年の平均給与額の変化に応じて自動スライドした額を適用
- 平成15年の法改正以降、ほぼ毎年マイナスの変更となり、下限額等の適用額が低下

(例) 下限額:2,140円(平成15年時) → 2,000円(平成22年現在)

(参考)最低賃金の全国加重平均(730円(平成22年))で就労した場合の賃金:2,086円(日額に換算)

## 改正の内容

### ○ 賃金日額の下限額

上限額が直近の賃金分布の水準をもとに決定されてきた経緯を踏まえ、法定の下限額について、賃金分布の下位5%の額をもとに決定

	平成15年改正額	現在の適用額	改正後	基本手当日額(現在→改正後)	増加額
(年齢区分無し)	: 2,140円	→ 2,000円	→ 2,320円	⇨ (1600円→1,856円)	(+256円)

### ○ 賃金日額の上限額

下限額の見直しと併せ、法定の上限額についても見直し、賃金分布の上位12.5%の額をもとに決定

	平成15年改正額	現在の適用額	改正後	基本手当日額(現在→改正後)	増加額
30歳未満	: 13,160円	→ 12,290円	→ <u>12,870円</u>	⇨ (6,145円→ <u>6,435円</u> )	(+290円)
30歳以上45歳未満	: 14,620円	→ 13,650円	→ <u>14,300円</u>	⇨ (6,825円→ <u>7,150円</u> )	(+325円)
45歳以上60歳未満	: 16,080円	→ 15,010円	→ <u>15,730円</u>	⇨ (7,505円→ <u>7,865円</u> )	(+360円)
60歳以上65歳未満	: 15,580円	→ 14,540円	→ <u>15,020円</u>	⇨ (6,543円→ <u>6,759円</u> )	(+216円)

# 安定した再就職へのインセンティブ強化

## 改正の背景

- 早期再就職へのインセンティブを付与するため、平成21年法改正による3年間の暫定措置により再就職手当等の給付率を引き上げてきたところ
- ① 失業者に占める長期失業者の割合がすう勢的に上昇する中、雇用保険受給中の早期に、安定した再就職へのインセンティブを強化することは、非常に重要であること
- ② 厳しい雇用失業情勢においても、再就職した方が相当程度増加する等の効果が現れたこと等を踏まえ、再就職手当の充実等が必要

## 改正の内容

### 再就職手当の充実等

- 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」について、給付率の更なる引上げを図る
    - ・給付日数を1/3以上残して就職した場合：給付率30%→40%(現在の暫定措置)→50%(恒久化(改正後))
    - ・給付日数を2/3以上残して就職した場合：給付率30%→50%(現在の暫定措置)→60%(恒久化(改正後))
- 例：平均的な求職者(基本手当日額：5,000円)で、所定給付日数240日の方が、給付日数を2/3残して就職した場合  
約400,000円(現在) → 約500,000円(改正後) (約100,000円増加)
- 就職困難者(障害者等)が、給付日数を1/3未満残して、安定的な職業に再就職した場合に支給される「常用就職支度手当」について  
平成21年改正による給付率の暫定的な引上げ(30%→40%)の恒久化

# 失業等給付に係る法定の保険料率の改定

## 各年度の保険料率について

各年度の失業等給付に係る保険料率は、積立金残高等を勘案して、労働政策審議会の意見を聴いた上で法定の保険料率(1.6%)から±0.4%の範囲内で、変更することが可能となっている(※)。

(※ 労働保険徴収法第12条第5項(弾力条項): 平成22年度はこの仕組みにより料率を1.2%としている)

## 改正の背景

- 雇用保険の法定の保険料率は、これまで、5年程度は雇用保険制度の安定的運営が図られる水準に設定してきたところであり、一定期間ごとに、法定の保険料率の見直しを実施

(法定の保険料率の改正経緯): 昭和54年:1.1%、平成5年:0.8%、平成13年:1.2%、平成15年:1.6%

(過去最高水準)

- 平成19年度以降、弾力条項の適用により、実際に適用される保険料率は、弾力条項の適用の下限である

「1.2%」で推移

※ 平成21年度は、平成21年改正法により、1年間の暫定措置で「0.8%」

## 改正の内容

雇用保険の財政状況を勘案し、少なくとも5年程度は雇用保険制度の安定的運営が図れる水準として、失業等給付に係る法定の保険料率を、「1.6%」から「1.4%」に引き下げる

※ 平成23年度の保険料率は、弾力条項を用いて、下限の「1.2%」と告示で規定予定

※ 平成24年度以降の保険料率は、弾力条項を用いて、下限の「1.0%」とすることが可能

# 国庫負担に関する暫定措置の廃止時期の見直し

## 改正の背景

- 失業等給付に係る国庫負担については、昨年の雇用保険法改正により、「平成22年度中に検討し、平成23年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置(※)を廃止するものとする」(附則第15条)とされている。
- 国の厳しい財政状況等を勘案し、平成23年度においては、雇用保険国庫負担の本則復帰は実施することが困難であるが、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止することが必要

※ 失業等給付に係る国庫負担については、平成19年度から暫定措置として法律の本則(1/4)の55%(13.75%)とされている。

## 改正の内容

- 雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

# 失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度 予算	23年度 予算案
収 入	22,214	22,896	20,508	22,258	21,439
支 出	14,917	15,907	22,481	29,459	23,096
差 引 剰 余	7,297	6,989	▲ 1,973	▲ 7,201	▲ 1,657
積 立 金 残 高	48,832	55,821	53,870	42,269	40,112

- (注) 1. 22年度予算及び23年度予算案の「支出」には、予備費(22' : 1,390億円、23' : 970億円)が計上されている。  
 2. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。  
 3. 22年度予算及び23年度予算案の積立金残高は、特別措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額としてそれぞれ4,400億円、500億円が減額されている。  
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。



## 雇用保険二事業関係収支状況

(単位：億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度 予算	23年度 予算案
収 入	5,168	5,230	5,022	10,039	6,192
(うち積立金からの借り入れ)	—	—	—	(4,400)	(500)
支 出	3,195	5,649	10,235	12,420	8,295
(うち雇用調整助成金)			(6,536)	(7,257)	(3,869)
差 引 剰 余	1,972	▲ 419	▲ 5,212	▲ 2,381	▲ 2,103
安 定 資 金 残 高	10,679	10,260	5,048	2,666	563
(積立金からの借り入れを行わない場合)	—	—	—	(▲1,734)	(▲4,337)

- (注) 1. 22年度予算及び23年度予算案の「支出」には、予備費(22' : 690億円、23' : 420億円)が計上されている。
2. 22年度予算及び23年度予算案の「収入」には、特別措置による積立金からの受入額(22' : 4,400億円、23' : 500億円)が含まれている。
3. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 雇用保険法の一部改正

一 失業等給付の改正

(一) 賃金日額の下限額等の改正（雇用保険法第十六条及び第十七条関係）

イ 賃金日額の下限額について、二千三百二十円（二千元）とし、賃金日額の上限額について、受給資格者の年齢に応じて次の表に掲げる額とするものとする。

年齢	賃金日額の上限額
六十歳以上六十五歳未満	一万五千二十円（一万四千五百四十円）
四十五歳以上六十歳未満	一万五千七百三十円（一万五千十円）
三十歳以上四十五歳未満	一万四千三百円（一万三千六百五十円）
三十歳未満	一万二千八百七十円（一万二千二百九十円）

(注) 下限額及び上限額に係る( )内の額は、改正前の雇用保険法に規定している下限額又は上

限額に、同法の規定に基づき毎年度自動的変更を講ずることによって、平成二十二年八月一日

以後に適用されている額

ロ 次の表に掲げる基本手当の給付率に応じて定められている賃金日額の範囲の額について、受給資格者の年齢ごとに応じて次の表に掲げる額とするものとする。

年齢	基本手当の給付率	賃金日額
六十歳未満	百分の八十から百分の五十まで	四千六百四十円以上一万千七百四十円以下 (三千九百五十円以上一万千四百十円以下)
六十歳以上 六十五歳未満	百分の八十から百分の四十五まで	四千六百四十円以上一万五百七十円以下 (三千九百五十円以上一万二百三十円以下)

(注) (一) 内の額は、改正前の雇用保険法に規定している賃金日額の範囲の額に、同法の規定に基づき毎年度自動的変更を講ずることによって、平成二十二年八月一日以後に適用されている額

(二) 就業促進手当の改正

イ 再就職手当について、安定した職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付

日数の三分の一以上であるものに対して支給するものとし、同内容を規定した暫定措置を廃止すること。（雇用保険法第五十六条の三第一項関係及び同法附則第九条の削除）

ロ イの再就職手当の額について、基本手当日額に、支給残日数に相当する額に十分の五（支給残日数が所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）を乗じて得た数を乗じて得た額とするものとし、再就職手当の額に係る暫定措置を廃止すること。（雇用保険法第五十六条の三第三項関係及び同法附則第九条の削除）

ハ 常用就職支度手当の額について、基本手当日額に四十を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額とするものとし、同内容を規定した暫定措置を廃止すること。（雇用保険法第五十六条の三第三項関係及び同法附則第九条の削除）

(三) その他所要の改正

高年齢雇用継続給付に係る支給限度額を変更すること。（雇用保険法第六十一条関係）

二 国庫負担の暫定措置の廃止時期に関する改正

雇用保険の国庫負担について、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した

上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。 (雇用保険法附則

### 第十五条関係)

#### 三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

##### 一 雇用保険率の改正

雇用保険率について、千分の十七・五 (うち失業等給付に係る率千分の十四) (農林水産業及び清酒製造業については千分の十九・五 (同千分の十六)、建設業については千分の二十・五 (同千分の十六)) とするものとする。 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項関係)

##### 二 雇用保険率の弾力的変更の範囲の改正

労働保険特別会計の雇用勘定の積立金の状況による雇用保険率の変更について、千分の十三・五から千分の二十一・五まで (農林水産業及び清酒製造業については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、建設業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで) の範囲で行うものとする。 (労

働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項関係)

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 その他

一 施行期日

この法律は、平成二十三年八月一日から施行するものとする。ただし、第一の二については公布日から、第二については平成二十四年四月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。 (附則第二条から第十条まで関係)



百二十円」を「四千六百四十円以上一万千七百四十円」に改める。

第十九条第一項第一号中「千三百八十八円」を「千二百九十五円」に改め、同条第二項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

第五十六条の三第一項第一号を次のように改める。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者である者

イ 職業に就いた者（厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者を除く。）であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

ロ 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であつて、当該職業に就いた日の前日における基



本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるもの

第五十六条の三第一項第二号中「又は四十五日未満」を削り、同条第三項第一号中「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改め、同項第二号中「十分の三」を「十分の五（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六）」に改め、同項第三号中「三十」を「四十」に改め、同号口中「一万二千二百二十円」を「一万千七百四十円」に改める。

第六十一条第一項第二号中「三十五万八千八百八十円」を「三十四万三千二百円」に改め、同条第七項中「平成十三年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に改める。

附則第九条を次のように改める。

#### 第九条 削除

附則第十五条中「平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において」を「引き続き検討を行い、できただけ速やかに」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「千分の十九・五」を「千分の十七・五」に改め、同項ただし書中「千分の二十一・五」を「千分の十九・五」に、「千分の二十二・五」を「千分の二十・五」に改め、同条第五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」を「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」に、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」を「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」に、「千分の十八から千分の二十六まで」を「千分の十六から千分の二十四まで」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法附則第十五条の改正規定及び附則第十条の規定 公布の日
- 二 第二条及び附則第九条の規定 平成二十四年四月一日

### (基本手当の日額等に関する経過措置)

第二条 受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

### (傷病手当の日額に関する経過措置)

第三条 旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第三十七条第三項の規定にかかわらず、前条の規定による基本手当の日額に相

当する額とする。

(高年齢求職者給付金の額に関する経過措置)

第四条 高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前である高年齢受給資格者に対する新雇用保険法第三十七条の四の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下この条において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条の規定を適用した場合（改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号に係る場合を除く。）」とし、同条第二項中「第十七条第四項第二号二」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項第二号二」とする。

(特例一時金の額に関する経過措置)

第五条 特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十

八条まで」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。次項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項」とする。

（就業促進手当の支給に関する経過措置）

第六条 新雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に職業に就いた同条第二項に規定する受給資格者等（以下この条において「受給資格者等」という。）に対する就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

（育児休業給付金の額に関する経過措置）

第七条 育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同

条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

(介護休業給付金の額に関する経過措置)

第八条 介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の六第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

(雇用保険率に関する経過措置)

第九条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、求職者給付及び就職促進給付の見直しを行うとともに、雇用保険率を引き下げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

◎雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基本手当の日額）</p> <p>第十六条 基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（<u>二千三百二十円</u>以上<u>四千六百四十円</u>未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、<u>四千六百四十円</u>以上<u>一万七千七百四十円</u>以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の通増に応じ、逡減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。</p> <p>2 受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、<u>「四千六百四十円以上一万七千七百四十円以下」とあるのは「四千六百四十円以上一万五千七十円以下」とする。</u></p> <p>（賃金日額）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。</p> <p>一 <u>二千三百二十円</u>（その額が次条の規定により変更されたときは、そ</p>	<p>（基本手当の日額）</p> <p>第十六条 基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（<u>二千四百四十円</u>以上<u>四千二百十円</u>未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十、<u>四千二百十円</u>以上<u>一万二千二百二十円</u>以下の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の通増に応じ、逡減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。</p> <p>2 受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、<u>「四千二百十円以上一万二千二百二十円以下」とあるのは「四千二百十円以上一万九百五十円以下」とする。</u></p> <p>（賃金日額）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。</p> <p>一 <u>二千四百四十円</u>（その額が次条の規定により変更されたときは、その</p>



の変更された額)

二 次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ 受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である

受給資格者 一万五千二十円

ロ 受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である

受給資格者 一万五千七百三十円

ハ 受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である

受給資格者 一万四千三百円

ニ 受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者

一万二千八百七十円

(基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更)

第十八条 厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。

以下同じ。）が平成二十一年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2 (略)

3 前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項にお

変更された額)

二 次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（これらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ 受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である

受給資格者 一万五千五百八十円

ロ 受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である

受給資格者 一万六千八十円

ハ 受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である

受給資格者 一万四千六百二十円

ニ 受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者

一万三千百六十円

(基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更)

第十八条 厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。

以下同じ。）が平成十三年四月一日から始まる年度（この条の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

2 (略)

3 前二項の「自動変更対象額」とは、第十六条第一項（同条第二項にお

いて読み替えて適用する場合を含む。)の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千三百二十円以上四千六百四十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千六百四十円以上一万七千七百四十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

(基本手当の減額)

第十九条 受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数(以下この項において「基礎日数」という。)分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

- 一 その収入の一日分に相当する額(収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。)から二千二百九十五円(その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。)を控除した額と基本手当の日額との合計額(次号において「合計額」という。)が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三 (略)

- 2 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度(この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度)の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合において、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3 (略)

いて読み替えて適用する場合を含む。)の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる同条第一項に規定する二千四百四十円以上四千二百十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

(基本手当の減額)

第十九条 受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数(以下この項において「基礎日数」という。)分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

- 一 その収入の一日分に相当する額(収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。)から千三百八十八円(その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。)を控除した額と基本手当の日額との合計額(次号において「合計額」という。)が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二・三 (略)

- 2 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度(この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度)の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合において、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

3 (略)

(就業促進手当)

第五十六条の三 就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者である者

イ 職業に就いた者(厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者を除く。)であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数(当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。))の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。)が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

ロ 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるもの

二 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者(当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満である者に限る。)、特例受給資格者(特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。)、又は日雇受給資格者(第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以

(就業促進手当)

第五十六条の三 就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。

一 次のイ又はロのいずれかに該当する受給資格者であつて、その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数(当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。))の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。)が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上かつ四十五日以上であるもの

イ 職業に就いた者であつて、ロに該当しないものであること。

ロ 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた者であること。

二 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者(当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満又は四十五日未満である者に限る。)、特例受給資格者(特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。以下同じ。)、又は日雇受給資格者(第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以

下同じ。)であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2 (略)

3 就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第一項第一号イに該当する者 現に職業に就いている日(当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。))の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができる日があるときに限る。)について、第十六条の規定による基本手当の日額(その金額が同条第一項(同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。))に規定する一万千七百四十円(その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額)に百分の五十(受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五)を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。)に十分の三を乗じて得た額
- 二 第一項第一号ロに該当する者 基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の五(その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の六)を乗じて得た数を乗じて得た額
- 三 第一項第二号に該当する者 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に四十を乗じて得た額を限度とし

きる者をいう。以下同じ。)であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2 (略)

3 就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第一項第一号イに該当する者 現に職業に就いている日(当該職業に就かなかつたこととした場合における同日から当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間(第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。))の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができる日があるときに限る。)について、第十六条の規定による基本手当の日額(その金額が同条第一項(同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。))に規定する一万二千二百二十円(その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額)に百分の五十(受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五)を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。)に十分の三を乗じて得た額
- 二 第一項第一号ロに該当する者 基本手当日額に支給残日数に相当する日数に十分の三を乗じて得た数を乗じて得た額
- 三 第一項第二号に該当する者 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める額に三十を乗じて得た額を限度とし

て厚生労働省令で定める額

イ (略)

ロ 特例受給資格者 その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額(その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項(同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する一万千七百四十円(その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額)に百分の五十(特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五)を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額)

ハ (略)

4・5 (略)

(高年齢雇用継続基本給付金)

第六十一条 高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。)に対して支給対象月(当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月)に支払われた賃金の額(支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号(次条第三項において準用する場合を含む。)並びに同条第一項において同じ。)が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日(当該被保険者が第一号に該当しなくなつ

て厚生労働省令で定める額

イ (略)

ロ 特例受給資格者 その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額(その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項(同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する一万二千二百二十円(その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額)に百分の五十(特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五)を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額)

ハ (略)

4・5 (略)

(高年齢雇用継続基本給付金)

第六十一条 高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。)に対して支給対象月(当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月)に支払われた賃金の額(支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号(次条第三項において準用する場合を含む。)並びに同条第一項において同じ。)が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日(当該被保険者が第一号に該当しなくなつ

たときは、同号に該当しなくなつた日)を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条(第三項を除く。)の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額(以下この条において「みなし賃金日額」という。)に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 (略)

二 当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十四万三千二百円(その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。)以上であるとき。

2)6 (略)

7 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十一年四月一日から始まる年度(この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度)の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

附則

第九条 削除

たときは、同号に該当しなくなつた日)を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条(第三項を除く。)の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額(以下この条において「みなし賃金日額」という。)に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 (略)

二 当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十五万八千八百八十円(その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。)以上であるとき。

2)6 (略)

7 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成十三年四月一日から始まる年度(この項の規定により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度)の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

附則

(就業促進手当に関する暫定措置)

第九条 平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業に就いた者に係る第五十六条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「かつ四十五日以上」とあるのは、「イに該当する受給資格者にあつては、三分の一以上かつ四十五日以上」と、同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの(前号に該当する者を除く。)」と、同条第三項第二号中「十分の三」とあるのは「十分の四(そ

(国庫負担に関する暫定措置)

第十五条 雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

の職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上であるものにあつては、十分の五」と、同項第三号中「三十」とあるのは「四十」とする。

(国庫負担に関する暫定措置)

第十五条 雇用保険の国庫負担については、平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

◎労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（一般保険料に係る保険料率）

第十二条（略）

2・3（略）

4 雇用保険率は、千分の十七・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の十九・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十・五とする。

一〇五（略）

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。

（一般保険料に係る保険料率）

第十二条（略）

2・3（略）

4 雇用保険率は、千分の十九・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の二十一・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十二・五とする。

一〇五（略）

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金（第七項において「積立金」という。）に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで）の範囲内において変更することができる。



658 (略)

9 前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十三から千分の二十一まで」と、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」とあるのは「千分の十六から千分の二十四まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

658 (略)

9 前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十五まで」と、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」とあるのは「千分の十八から千分の二十六まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。